入間市児童発達支援センター事業計画(第２期)策定について

１．「入間市こども計画」との整合について

２．改正児童福祉法（令和６年４月１日から施行）への対応について

|  |
| --- |
| 改正後の児童福祉法第４３条 |
| 第４３条　児童発達支援センターは、地域の障害児の健全な発達において中核的な役割を担う機関として、障害児を日々保護者の下から通わせて、高度の専門的な知識及び技術を必要とする児童発達支援を提供し、あわせて障害児の家族、指定障害児通所支援事業者その他の関係者に対し、相談、専門的な助言その他の必要な援助を行うことを目的とする施設とする。 |

＜中核的役割として明確化する具体的な役割・機能＞

①幅広い高度な専門性に基づく発達支援・家族支援機能

②地域の障害児支援事業所に対するスーパーバイズ・コンサルテーション機能

③地域のインクルージョン推進の中核機能

④地域の発達支援に関する入口としての相談機能

３．今後のスケジュールについて

|  |  |
| --- | --- |
| 時期 | 内容 |
| ７月19日　第１回運営協議会　（本日） | ＜諮問＞ほか |
| ～８月末 | 骨子案作成（市） |
| ９月20日　第２回運営協議会 | 計画骨子案について意見聴取 |
| ～10月末 | 聴取した意見をふまえ計画素案作成（市） |
| 11月８日　第３回運営協議会 | 計画素案について意見聴取 |
| ～１月中旬 | 聴取した意見をふまえ計画素案の修正（市） |
| １月17日　第４回運営協議会 | 計画素案の最終確認・答申内容の確認 |
| １月末 | ＜諮問への答申＞ |
| ～２月末 | 次期計画成案の作成（市） |
| ３月７日　第５回運営協議会 | 次期計画策定について（報告） |